

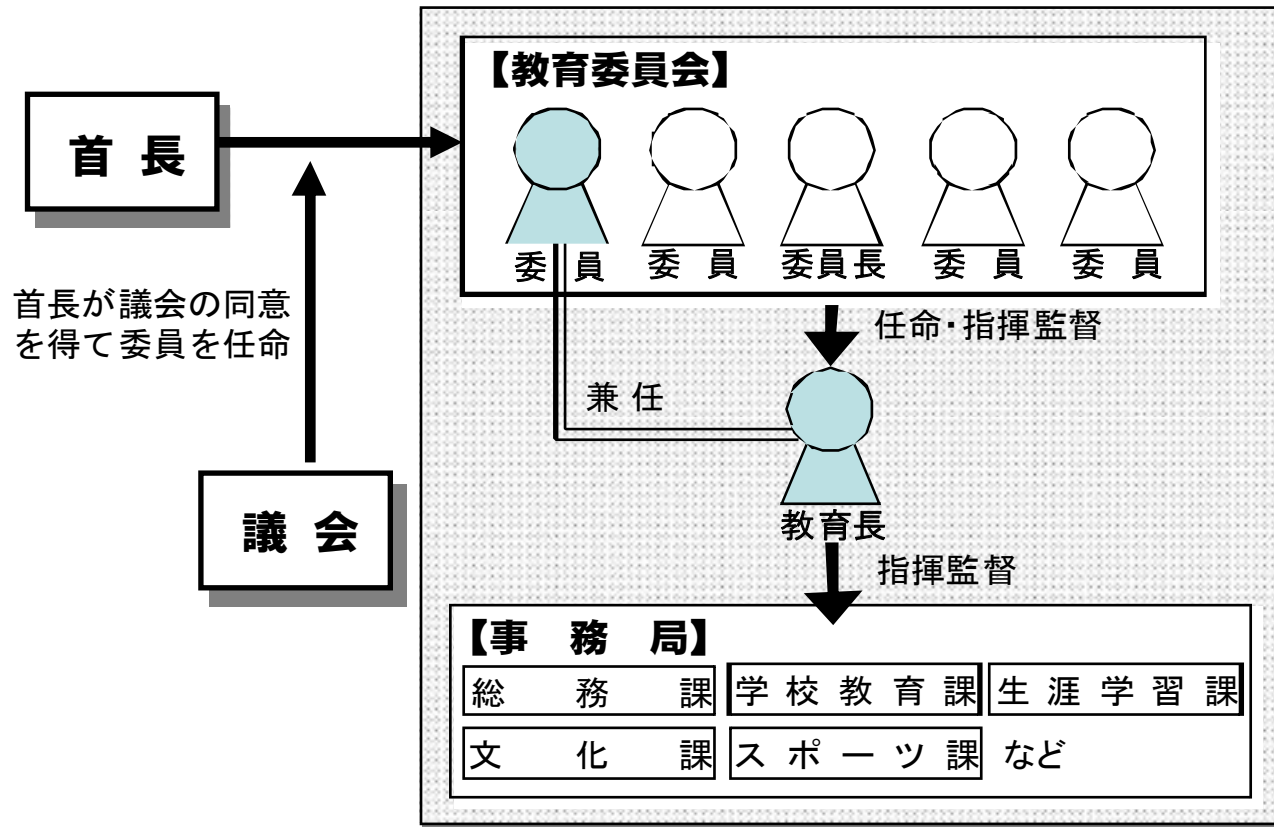
# 社会教育行政の現状

---

# 教育委員会制度について

## 教育委員会制度の仕組み

- 教育委員会は、首長から独立した行政委員会として全ての都道府県及び市町村等に設置。
- 教育委員会は、教育委員長が主宰する会議で、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が具体の事務を執行。
- 教育委員は、非常勤で、原則5人。任期は4年で、再任可。
- 教育委員長は教育委員会を代表し、教育委員のうちから教育委員会が選挙。任期は1年で再任可。
- 教育長は、常勤で、教育委員のうちから教育委員会が任命。(教育委員長との兼任不可)



# 社会教育に関する事務の所管について

## 法令上の位置づけ

◎地方教育行政の組織及び運営に関する法律  
(昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号)

(教育委員会の職務権限)

第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。

## 社会教育が教育委員会の所管である趣旨

### 1. 政治的中立性の確保

教育は、その内容が中立公正であることが極めて重要。個人的な価値判断特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要。

### 2. 継続性・安定性の確保

憲法第26条の教育の機会均等の原則の実現を目指して多種多様な学習機会が提供されることが必要。

### 3. 地域住民の意向の反映

多種多様な学習機会の提供のために、広く地域住民の意向を踏まえた社会教育行政が行われることが必要。

# 地域住民の意向を反映させる仕組み①

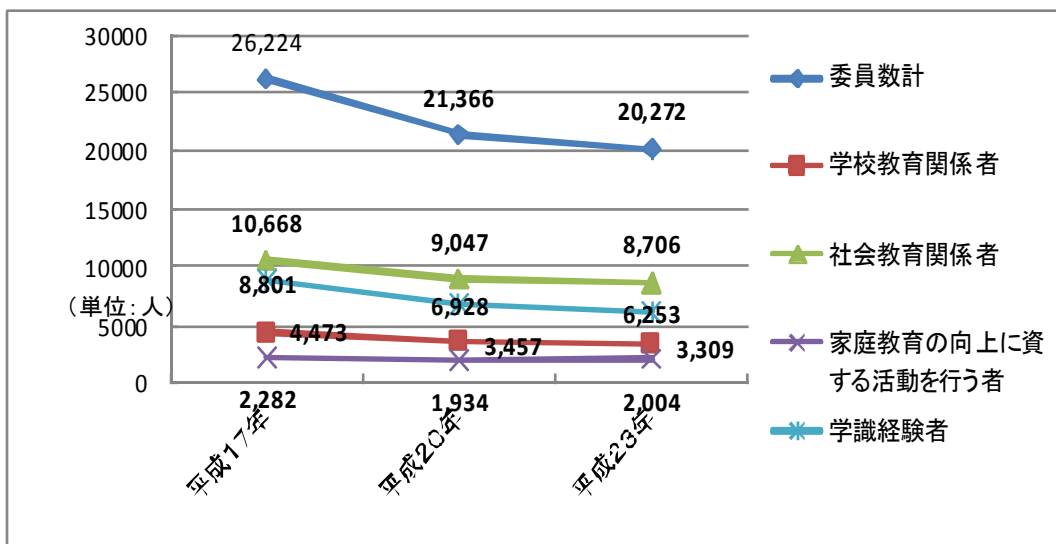
## ①社会教育委員について

### 1. 職務の概要

地域住民のニーズを社会教育行政に反映させるために、社会教育法第15条で都道府県及び市町村の教育委員会に置くことができることとされている。主な職務内容は以下の通り。

- ①社会教育に関する諸計画を立案すること
- ②教育委員会の諮問に応じ意見を述べること
- ③教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べること
- ④教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定事項について指導・助言を行うこと(市町村のみ)
- ⑤社会教育関係団体へ地方公共団体が補助金を交付する際に意見を述べること

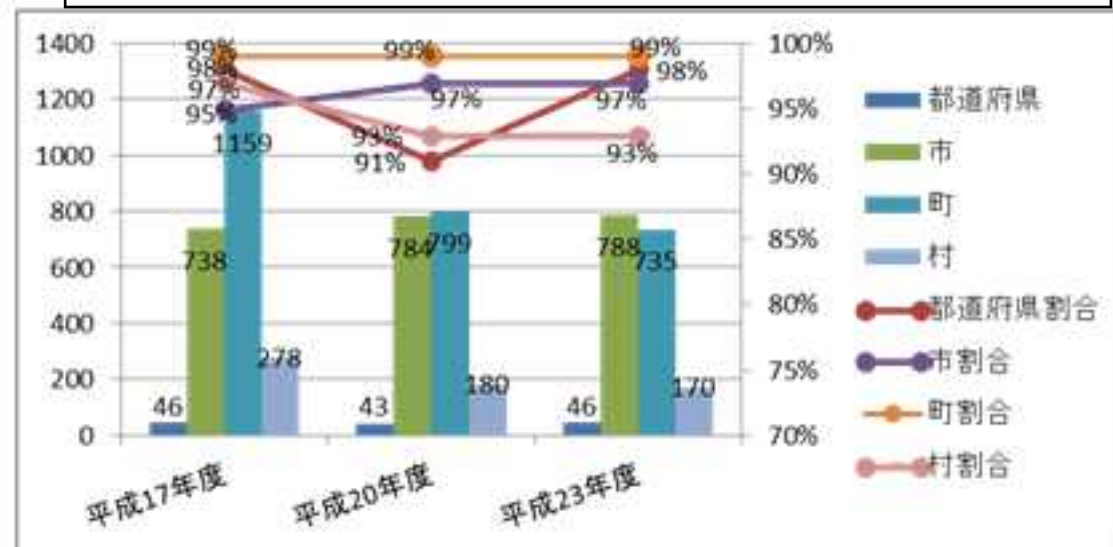
### 2. 社会教育委員の構成



(出典)社会教育調査

### 3. 社会教育委員の設置状況

※各都道府県、市、町、村別に社会教育委員を設置している教育委員会数及び全体に占めるその割合を示している。



(出典)社会教育調査

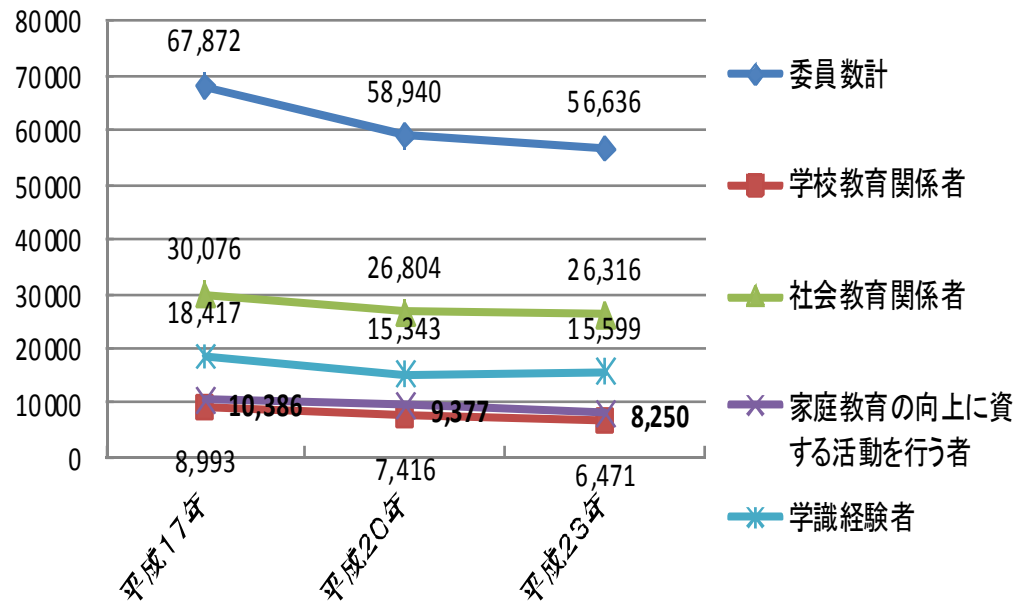
# 地域住民の意向を反映させる仕組み②

## ②公民館運営審議会について

### 1. 職務の概要

公民館運営審議会は、公民館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する。

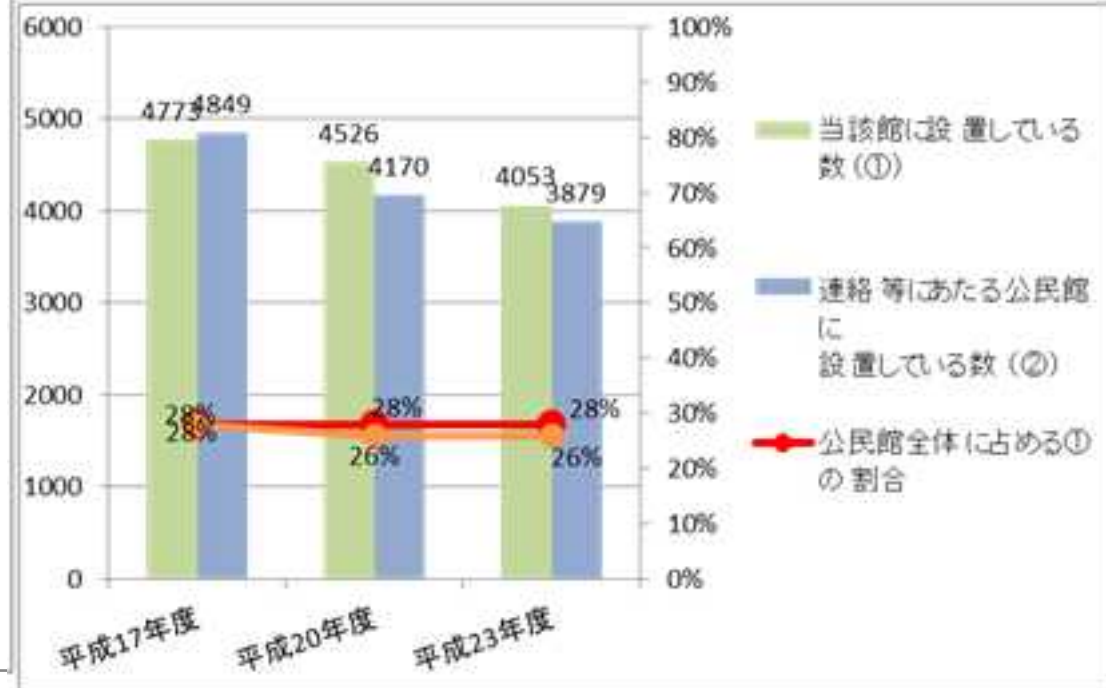
### 2. 公民館運営審議会の構成



(出典) 社会教育調査

### 3. 公民館運営審議会の設置状況

※各都道府県、市、町、村別に公民館運営審議会を設置している場合に、当該公民館への設置及び連絡等にあたる公民館に設置している数と全体に占めるその割合を示している。



(出典) 社会教育調査

# 地方公共団体における社会教育費の推移

地方教育費の中で社会教育費が占める割合は約10%。  
地方教育費の総額はゆるやかな減少傾向にある。

(単位：億円)

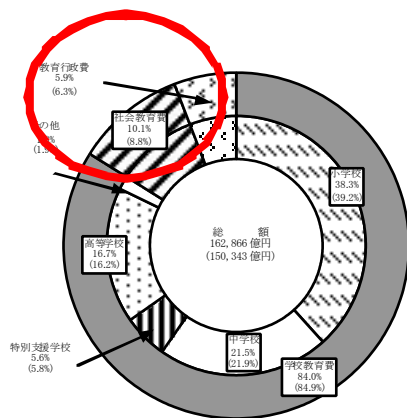
区分	総額			学校教育費			社会教育費			教育行政費		
	金額	伸び率	構成比	金額	伸び率	構成比	金額	伸び率	構成比	金額	伸び率	構成比
平成		(%)	(%)		(%)	(%)		(%)	(%)		(%)	(%)
21年度	164,332 (150,625)	1.4 (1.7)	100.0 (100.0)	137,344 (127,473)	1.4 (1.3)	83.6 (84.6)	17,291 (13,611)	1.1 (4.8)	10.5 (9.0)	9,698 (9,542)	2.2 (2.2)	5.9 (6.3)
22年度	162,866 (150,343)	△0.9 (△0.2)	100.0 (100.0)	136,741 (127,677)	△0.4 (0.2)	84.0 (84.9)	16,486 (13,165)	△4.7 (△3.3)	10.1 (8.8)	9,639 (9,501)	△0.6 (△0.4)	5.9 (6.3)

(注)1 地方教育費総額とは、公立の幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校、中等教育学校、専修学校、各種学校及び高等専門学校の各学校の支出経費並びに都道府県、市町村の教育委員会が社会教育及び教育行政のために支出した経費の決算額合計である。

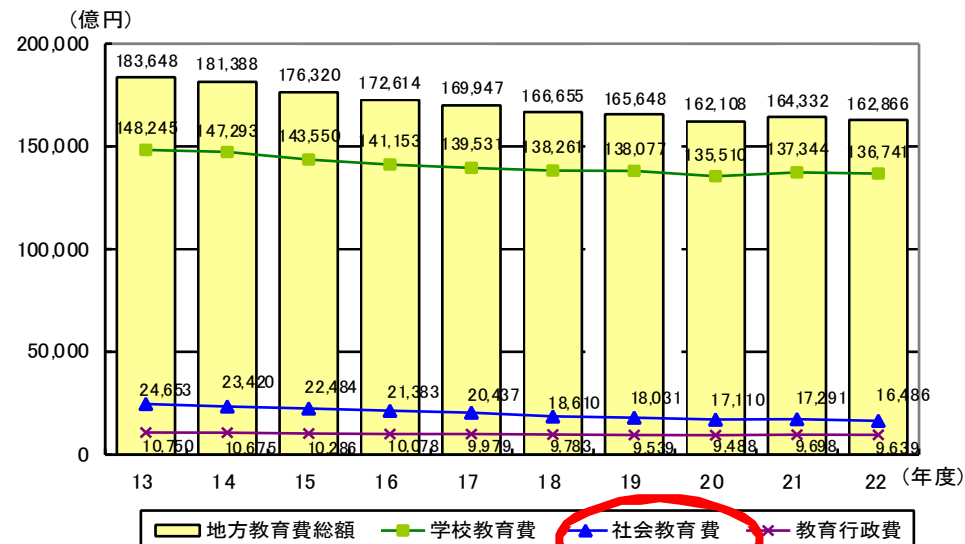
2 ( )内は、債務償還費を控除した数値である。

3 単位未満を四捨五入しているため、計と内訳の合計とは一致しない場合がある。(以下の各表において同じ。)

## 教育分野別教育費の構成比



## 推移



(出典) 地方教育費調査

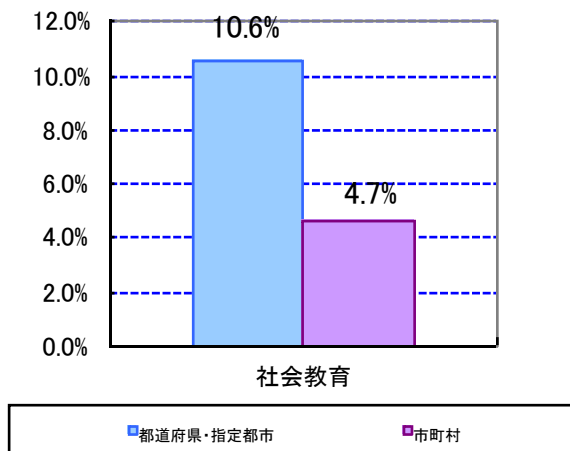
# 社会教育行政の所管の現状

## 首長部局への補助執行・事務委任の状況

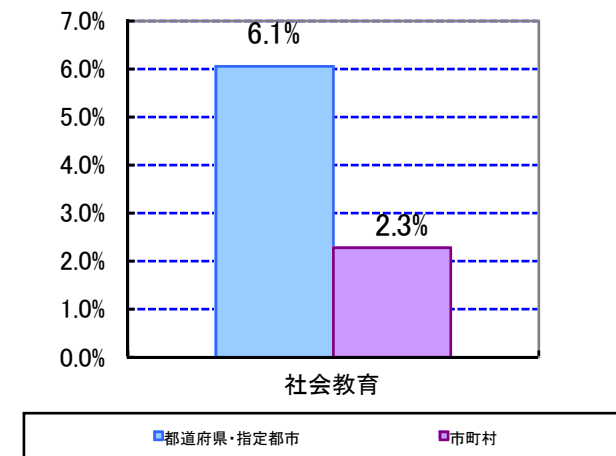
### ○地方自治法(昭和22年法律第67号)

第一百八十条の七 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支庁若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第二百二条の四第二項に規定する地域自治区の事務所、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。

### ○教育委員会から首長部局への補助執行



### ○教育委員会から首長部局への事務委任



# 学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業

平成26年度概算要求額 4,124百万円の内数（平成25年度予算額 4,924百万円の内数）

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

社会全体で子供を支えていくため、地域住民等、豊富な社会体験を持つ外部の人材等を活用し、「学校支援地域本部」「放課後子供教室」「家庭教育支援」「地域ぐるみの学校安全体制の整備」「スクールヘルスリーダー派遣」の学校・家庭・地域の連携協力による様々な教育支援活動を支援する。

## 〈都道府県〉 推進委員会

- 域内の他事業との連携や教育支援活動の在り方の検討
- コーディネーター・教育活動推進員等の研修の実施
- スクールヘルスリーダーによる子供の健康等に関する指導助言等

## 〈市町村〉 運営委員会

- コーディネーターの配置
- 活動内容、安全管理方策、運営方法の検討

学校  
(教職員)

😊 地域コーディネーター

ニーズ把握  
取組内容の企画調整  
人材等のマッチング

家庭  
(保護者)

地域の  
多様な  
人材

多様な教育支援活動の実施

地域の実情に応じて  
有機的に組み合わせて  
実施可能

## 地域人材の参画

12,000箇所

教育活動推進員

教育活動サポーター

家庭教育支援員

- ・授業等の学習補助
- ・教職員の業務補助
- ・部活動指導補助
- ・学校行事支援
- ・学校環境整備
- ・登下校の見守り等

- ・活動拠点(居場所)の確保
- ・放課後等の学習指導
- ・自然体験活動支援
- ・文化活動支援 など

「放課後子どもプラン」として  
厚生労働省の放課後児童クラブと連携

- ・家庭教育支援拠点機能の整備
- ・家庭教育支援チームによる相談や支援
- ・親への学習機会の提供など

- ・スクールガードリーダーによる  
学校安全体制の整備等

学校  
支援  
地域  
本部

放課  
後  
子  
供  
教  
室

家  
庭  
教  
育  
支  
援

地域社会全体で様々な教育支援活動を実施し、学校・家庭・地域の協働体制の構築を図る

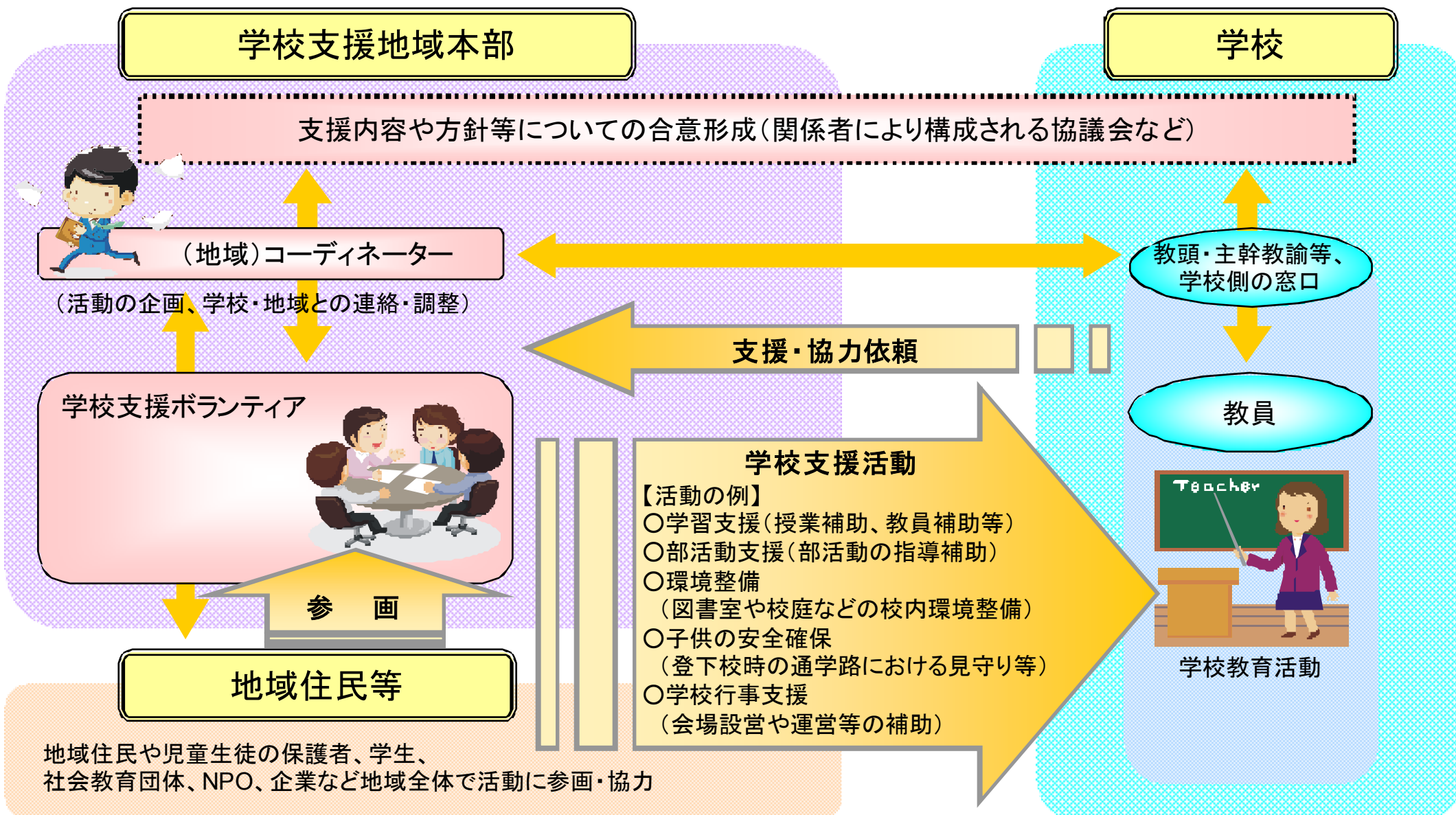


# 学校支援地域本部

(学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業の中で実施)

平成25年度実施箇所数: 3, 527本部 (公立小中学校あたりの実施率: 約28%)

地域住民等の参画により、学校の教育活動を支援する仕組み(本部)をつくり、様々な学校支援活動を実施



地域で学校を支援する仕組みづくりを促進し、子供たちの学びを支援するだけでなく、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながり・絆を強化し、地域の教育力の向上を図る

# 放課後子供教室

平成25年度実施箇所数： 10,376教室(全公立小学校の約51%)

地域住民等の参画により、放課後や週末等に、子供たちに学習や様々な体験・交流活動の機会を提供

## 放課後子供教室

(学校の余裕教室、体育館、グラウンド、公民館等を活用して様々な活動を実施)

放課後児童クラブ  
(厚生労働省)

## 放課後子どもプラン

放課後児童クラブの子供が  
放課後子供教室の活動に  
参加するなど、連携して実施

コーディネーター

(活動の企画、地域との連絡・調整)

教育活動推進員

(学習や活動のプログラムを中心的に実施)

教育活動サポーター

(プログラムのサポートや安全管理)

参画

地域住民等

地域住民や児童生徒の保護者、学生、社会教育団体、NPO、企業など  
地域全体で活動に参画・協力

### 【活動の例】

- 学習活動  
宿題の指導  
読み聞かせ
- 体験活動  
工作・実験教室  
料理教室  
スポーツ・文化活動
- 交流活動  
自由遊び  
昔遊び  
地域の行事への参加
- その他  
職場体験・見学 など



学校(学校支援地域本部)  
・公民館・図書館など

活動場所の提供や  
学習・体験プログラムの共有など  
様々な形で連携・協力

子供たちの安心安全な活動拠点を確保し、様々な学びを支援するだけでなく、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながり・絆を強化し、地域の教育力の向上を図る

# コミュニティ・スクールの概要

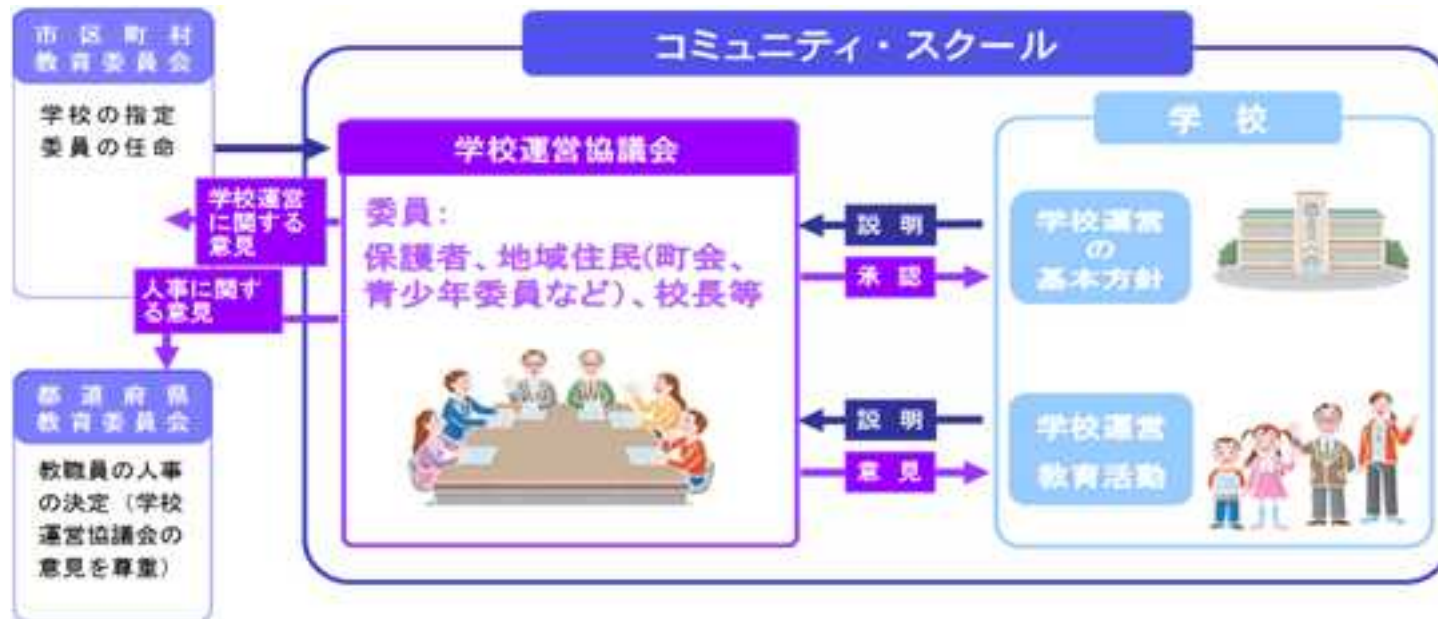
## 1. 制度の概要

保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」制度により、地域の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」を推進する。(平成16年地教行法改正)

これにより、子供が抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みづくりや質の高い学校教育の実現を図る。

### ◆地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第四十七条の五

- 校長の作成する学校運営の基本方針の承認
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見
- 教職員の任用に関して、教育委員会に意見(教育委員会はその意見を尊重)



## 2. 指定状況

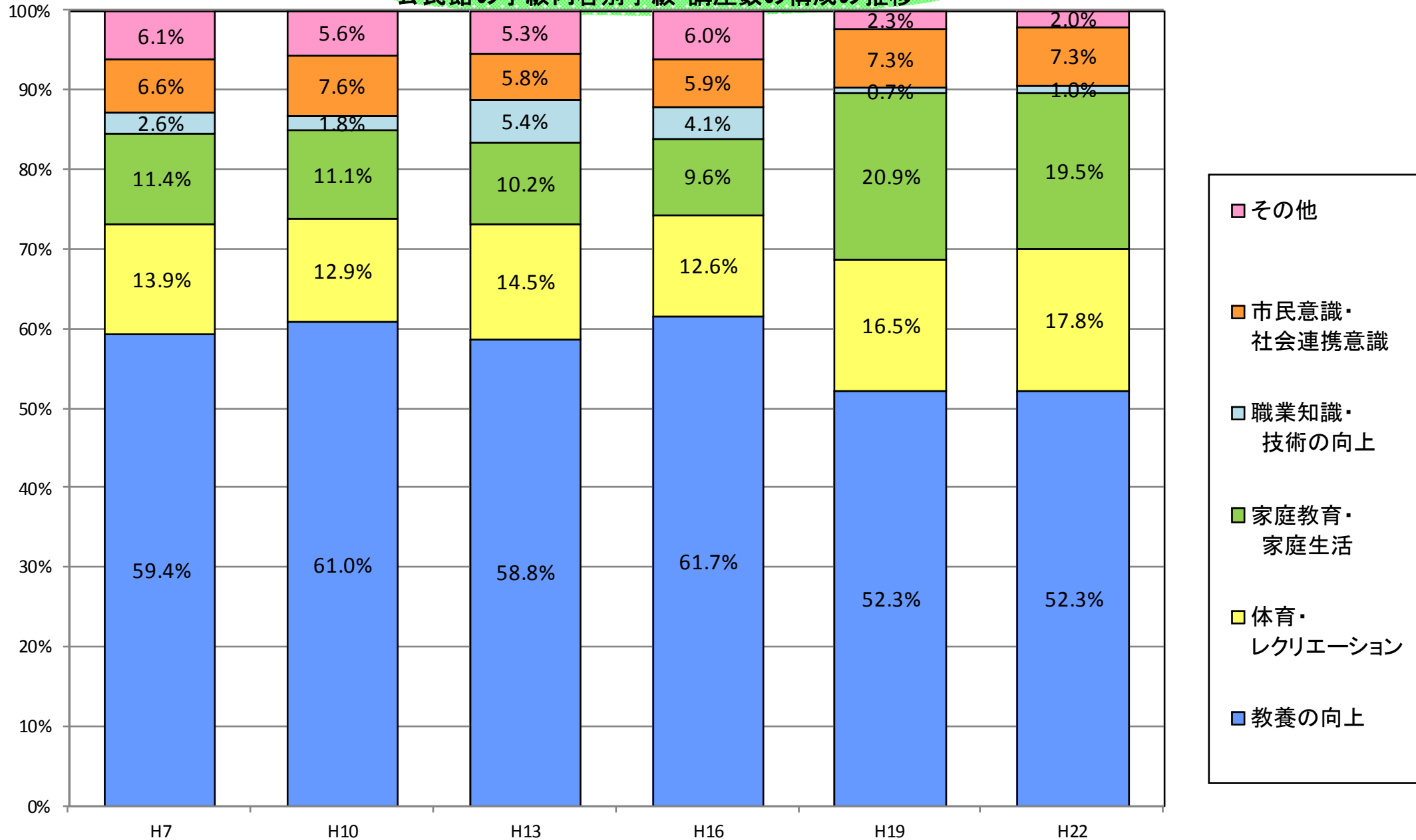
平成25年4月1日現在、1,570校。(幼稚園62、小学校1,028、中学校463、高等学校9、特別支援学校8)

## 3. 推進目標

平成28年度までに、全公立小中学校の1割(約3,000校)に拡大。

# 学習機会の提供の現状

公民館の学級内容別学級・講座数の構成の推移



(出典) 平成23年度 社会教育調査

※平成22年度間には、岩手県、宮城県及び福島県の数値は含まない

# 社会教育主事の現状

---

# 社会教育主事制度の概要と位置づけの変遷

## 社会教育主事制度

### 1 職務の概要

社会教育主事は、社会教育法に基づき都道府県・市町村の教育委員会事務局に置くこととされている専門的職員(社会教育法第9条の2第1項)。  
主な職務内容として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導に当たることを通し、人々の自発的な学習活動を支援することなどが挙げられる。

### 2 社会教育主事となる資格の取得要件

- (1) 大学(短期大学を含む)に2年以上在学して62単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、社会教育主事補の職等の通算期間が3年以上になる者で、社会教育主事講習(4科目9単位)を修了した者
- (2) 教育職員の普通免許状を有し、5年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあった者で、社会教育主事講習を修了した者
- (3) 大学(短期大学を含む)に2年以上在学して、62単位以上を修得し、大学において「社会教育に関する科目」の単位(4科目24単位)を修得した者で、社会教育主事補の職等の通算期間が1年以上の者
- (4) 社会教育主事講習を修了した者で、相当の教養と経験があると都道府県教育委員会が認定した者

## 1. 社会教育法制定以前

### (1) 地方社会教育職員制の制定

大正9年(1920年)5月、文部省は各地方長官宛に「社会教育担当の主任吏員すなわち社会教育主事を特に任命するよう」通牒、その後、大正14年(1925年)に「地方社会教育職員制」が定められ、「道府県に社会教育主事専任60人以内、社会教育主事補専任110人以内を置く」ことが規定。ただし、当時の社会教育主事の役割は国民教化に主眼が置かれており、現在の社会教育主事とは性格が異なる。

### (2) 地方自治法上の位置づけ

社会教育主事は、昭和22年(1947年)6月、地方自治法施行規程の改正の際、同法第18条で都道府県に置かれる職員に位置付けられ、翌年の昭和23年(1948年)教育委員会法が制定された際に、同施行令で都道府県教育委員会の事務局に置かれる職員として位置づけられ、「上司の命を受け、社会教育に関する視察指導その他の事務を掌る」といった官製的色彩の濃い職務規定職務に従事することが規定された。

### (3) 社会教育法成立過程における社会教育主事の位置づけ

戦後初期においては、市町村における社会教育指導者として、財政上の理由などから専門の職員よりも主に学校の教職員や地域の名士層に期待がかけられ、またCIEの方針もレイマンコントロールの観点から、行政職員の関わりは好ましくないものとされた。実際、第1次アメリカ教育使節団の報告書では図書館を除いて社会教育職員に関する言及はほとんどされていない。その後、教育刷新委員会建議「社会教育振興方策について」においても、社会教育主事について触れた部分はなく、このような背景から昭和24年(1949年)の社会教育法制定の際にも社会教育主事など人的条件整備については条文化されなかった。

## 2. 昭和26年改正

### (1) 社会教育主事に係る規定の新設

第九条の二 都道府県の教育委員会の事務局に社会教育主事及び社会教育主事補を置く。

2 市町村の教育委員会の事務局に社会教育主事及び社会教育主事補を置くことができる。

### (2) 改正の趣旨

社会教育法制定の際には、社会教育主事に関する条項が置かれておらず、教育委員会法によって社会教育主事が置かれていたが、教育公務員特別法の改正により、社会教育の専門職としての社会教育主事を学校教育における指導主事として同じ扱いにするといった身分取り扱いに関する規定が設けられたことを受け、昭和26年の改正により、都道府県の教育委員会に対して「社会教育主事及び社会教育主事補を置く」ことを義務付け、市町村の教育委員会に「置くことができる」と任意設置とされた。ここで特筆すべきことは、社会教育主事の職務を「**専門的技術的な助言と指導**」とし、先の教育委員会施行令の官製的ニュアンスが弱まったことであり、同時に「**上司の命を受け**」ないことにより専門職に不可欠な職務における**自律性**が保証されたことである。他方で、「**その他の事務を掌る**」という文言を削除することにより、**一般行政事務の仕事から解放し**、その専門性を明確にしている。

## 3. 昭和34年改正

### (1) 社会教育主事に係る規定の改正

第九条の二 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事及び社会教育主事補を置く。但し、町村の教育委員会の事務局には、社会教育主事補を置かないことができる。

附則

2 この法律の施行の際、現に社会教育主事の置かれていない市町村にあつては社会教育主事を、現に社会教育主事補の置かれていない市にあつては社会教育主事補を、この法律による改正後の社会教育法第九条の二の規定にかかわらず、市にあつては昭和三十七年三月三十一日までの間、町村にあつては政令で定めるところにより、政令で定める間、それぞれ置かないことができる。

	人口区分	法律・政令に規定する設置猶予期間	局長通達に掲げる設置指導の目途
市		昭和37年3月31日まで	34年度中に設置
町	人口3万人以上	昭和37年3月31日まで	35年度中目途とし、遅くとも36年度中に設置
	人口1万5千人以上3万人未満		
村	人口1万人以上1万5千人未満	昭和38年3月31日まで	37年度中に設置
	人口1万人未満	当分の間猶予	実情を勘案して速やかに

### (2) 改正の趣旨

社会教育主事については、従前は主として財政上の理由から都道府県のみが必置とされ、市町村は任意設置となっていたが、昭和34年の改正により市町村も原則として必置となった。しかし、市町村の全部に一律に社会教育主事等を直ちに設置することは実情に適しないということで、改正法附則第二項及び社会教育法施行令等の一部を改正する政令(昭和34年政令第157号)附則第二項の規定により若干の猶予規定を設けることとなった。

## 4. 昭和57年改正

### (1) 社会教育主事に係る規定の改正

第九条の二 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事補を置くことができる。

### (2) 改正の趣旨

従来、地方公共団体においては、社会教育の充実に努め、また、国においてもこれを援助するため、社会教育主事講習の実施、地方交付税における積算内容の改善のほか、昭和49年度からは、都道府県の社会教育主事を市町村の求めに応じて派遣する派遣社会教育主事の給与費について助成（地方分権の推進の観点から、平成9年度限りで廃止され一般財源化）を行うなど、諸施策の実施に努め、結果社会教育主事未設置の市町村の解消が進むなど、地域における社会教育の推進のための人的体制が整いつつあった。さらに、実態としても社会教育主事補の設置状況は極めて低かった（昭和56年度 都道府県30%、市町村15%）。このため、行政の合理化の観点から、社会教育主事補については、都道府県教育委員会、市町村教育委員会においては、必置とされていたものが町村教育委員会と同じ任意設置に改められた。

### (参考) 社会教育主事及び社会教育主事補の必置規制の変遷

		都道府県	市	町村
昭和26年改正	社会教育主事	必置	任意設置	任意設置
	社会教育主事補	必置	任意設置	任意設置
昭和34年改正	社会教育主事	必置	必置	必置※
	社会教育主事補	必置	必置	任意設置
昭和57年改正	社会教育主事	必置	必置	必置※
	社会教育主事補	任意設置	任意設置	任意設置

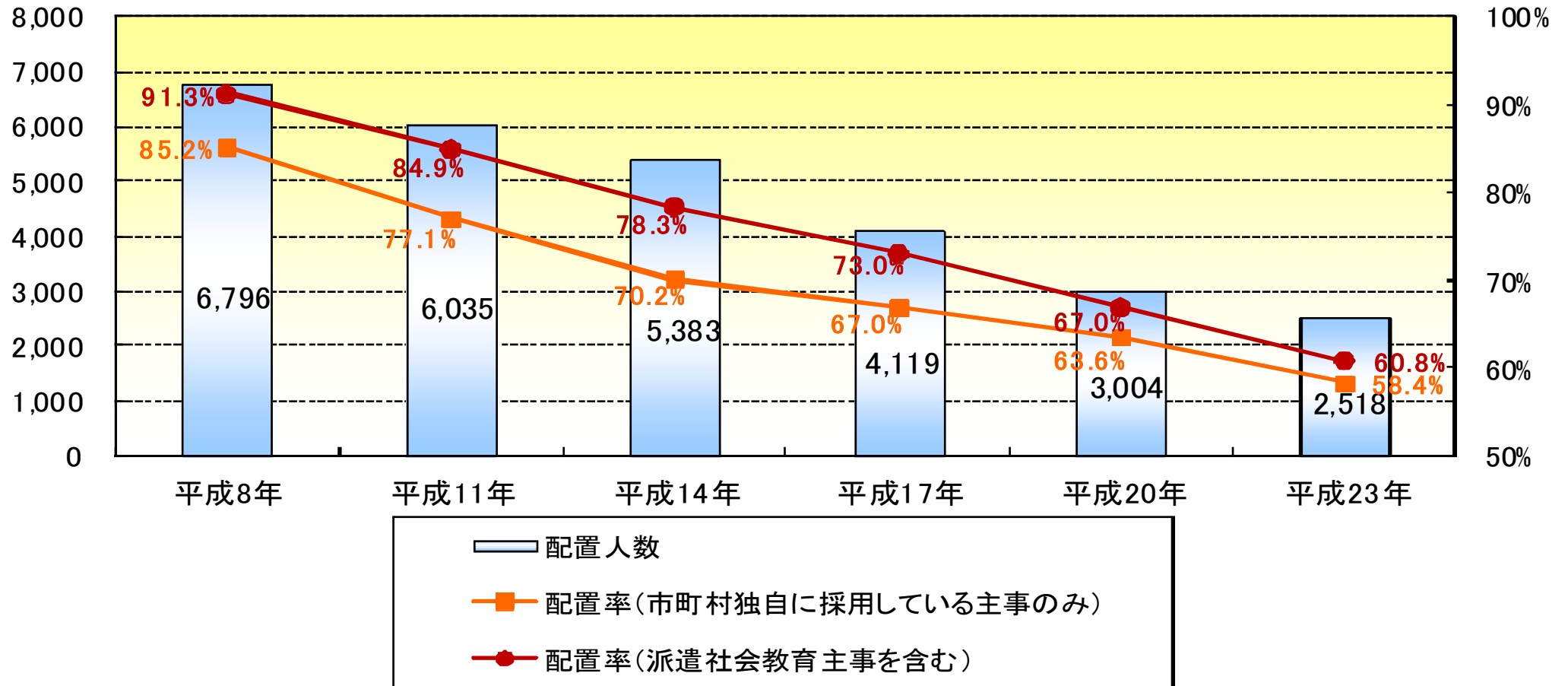
※ 人口1万人未満の町村においては当分の間猶予



# 社会教育主事の人数及び配置率の推移

市町村における社会教育主事の配置率は、年々低下

教育委員会に置かれる社会教育主事の人数及び配置率の推移



# 社会教育主事の配置率等(都道府県別)について①

	教育委員会数		社会教育主事数			派遣社教主事の有無
		うち、社教主事未設置数		設置率	社教主事を設置している1教委あたりの社教主事数	
北海道	181	60	290	67 %	2.4	○
青森県	43	5	78	88 %	2.1	○
岩手県	34	6	51	82 %	1.8	○
宮城県	40	5	96	88 %	2.7	○
秋田県	26	11	51	58 %	3.4	○
山形県	36	11	62	69 %	2.5	
福島県	61	30	68	51 %	2.2	
茨城県	46	14	64	70 %	2.0	○
栃木県	28	8	68	71 %	3.4	
群馬県	38	10	75	74 %	2.7	○
埼玉県	65	36	82	45 %	2.8	
千葉県	55	21	83	62 %	2.4	
東京都	63	35	80	44 %	2.9	
神奈川県	34	12	61	65 %	2.8	
新潟県	31	14	40	55 %	2.4	
富山県	16	1	40	94 %	2.7	○
石川県	20	8	17	60 %	1.4	
福井県	19	10	14	47 %	1.6	○
山梨県	28	21	17	25 %	2.4	

# 社会教育主事の配置率等(都道府県別)について②

	教育委員会数		社会教育主事数			派遣社教主事の有無
		うち、社教主事未設置数		設置率	社教主事を設置している1教委あたりの社教主事数	
長野県	78	64	31	18 %	2.2	
岐阜県	44	22	43	50 %	2.0	○
静岡県	36	18	31	50 %	1.7	
愛知県	55	16	70	71 %	1.8	
三重県	30	9	37	70 %	1.8	
滋賀県	20	6	35	70 %	2.5	
京都府	25	5	74	80 %	3.7	○
大阪府	44	19	69	57 %	2.8	
兵庫県	42	10	59	76 %	1.8	○
奈良県	40	16	30	60 %	1.3	
和歌山県	31	9	40	71 %	1.8	
鳥取県	21	8	24	62 %	1.8	
島根県	20	2	52	90 %	2.9	○
岡山県	28	9	40	68 %	2.1	
広島県	24	12	21	50 %	1.8	
山口県	20	1	76	95 %	4.0	○
徳島県	27	14	19	48 %	1.5	
香川県	18	10	16	44 %	2.0	
愛媛県	21	3	55	86 %	3.1	
高知県	35	25	32	29 %	3.2	
福岡県	61	44	62	28 %	3.6	
佐賀県	21	7	26	67 %	1.9	
長崎県	22	9	31	59 %	2.4	
熊本県	46	28	63	39 %	3.5	
大分県	19	4	36	79 %	2.4	
宮崎県	27	16	23	41 %	2.1	
鹿児島県	45	16	51	64 %	1.8	
沖縄県	42	21	39	50 %	1.9	
全国平均	38.4	15.8	53.7	61 %	2.4	

※平成23年度社会教育調査のデータを元に、社会教育課において作成

# 人口規模別社会教育主事等の配置状況(市町村)

人口規模が小さくなるほど、社会教育主事の配置率は低い

区分	教育委員会数	社会教育主事を置く市町村数	配置率
総数	1,742	858	49.3%
人口50万人以上	33	22	66.7%
30万人以上～50万人未満	50	29	58.0%
5万人以上～30万人未満	478	250	52.3%
1万5千人以上～5万人未満	552	266	48.2%
1万5千人未満	629	291	46.3%

# 派遣社会教育主事の現状

平成23年5月現在、15の道府県で派遣社教主事制度を実施  
※実施都道府県は年々減少(H17:33→H19:29→H21:24)

## 都道府県における派遣社会教育主事制度の有無

有(15道府県)	無(32都府県)
北海道 青森 岩手 宮城 秋田 茨城 群馬 富山 福井 岐阜 京都 兵庫 島根 岡山 山口	山形 福島 栃木 埼玉 千葉 東京 神奈川 新潟 石川 山梨 長野 静岡 愛知 三重 滋賀 大阪 奈良 和歌山 鳥取 広島 徳島 香川 愛媛 高知 福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄

## 〈財政的措置の経緯〉

昭和49年度 給与費補助による都道府県に対する国庫補助制度開始

昭和60年度 交付金制度に改正し、「社会教育指導事業交付金」により、必要経費の一部を交付  
→平成9年度限りで「社会教育指導事業交付金」廃止

平成10年度 一般財源化し、地方交付税にて措置

# 社会教育主事を配置していない理由

## 都道府県

(配置していないと回答したのは2県)

有資格者は複数おり、社教主事を配置しなくても業務に支障がない(長野県)

## 市町村

(配置していないと回答したのは286市町村、自由記述)

主な回答は以下に大別される。

- 有資格者は存在しているが発令していない …… 70
  - うち、発令していなくても業務に支障がないと明確に回答 …… 5
  - ※主事以外の職員が対応(20)と合わせると、業務に支障なしと回答…… 25
- 有資格者が存在しない …… 58
  - うち、有資格者が教委以外の部局に異動したことによるもの …… 27
  - ※単に「異動」と回答したもの(29)と合わせると、有資格者不在 …… 81
- 予算や人員削減のため配置が困難 …… 36
- 人口1万未満(必置でない) …… 13
- 配置が必要であると感じていない …… 7
- 派遣社会教育主事制度の廃止 …… 7

その他の回答として、

- ・ 有資格者が管理職(教育次長、課室長)であり、主事としての発令が困難
- ・ 40日間の社会教育主事講習へ職員を派遣するだけの人員体制が整っていない

という回答も複数みられた。

# 社会教育主事に求められる能力及び専門性

教育委員会として

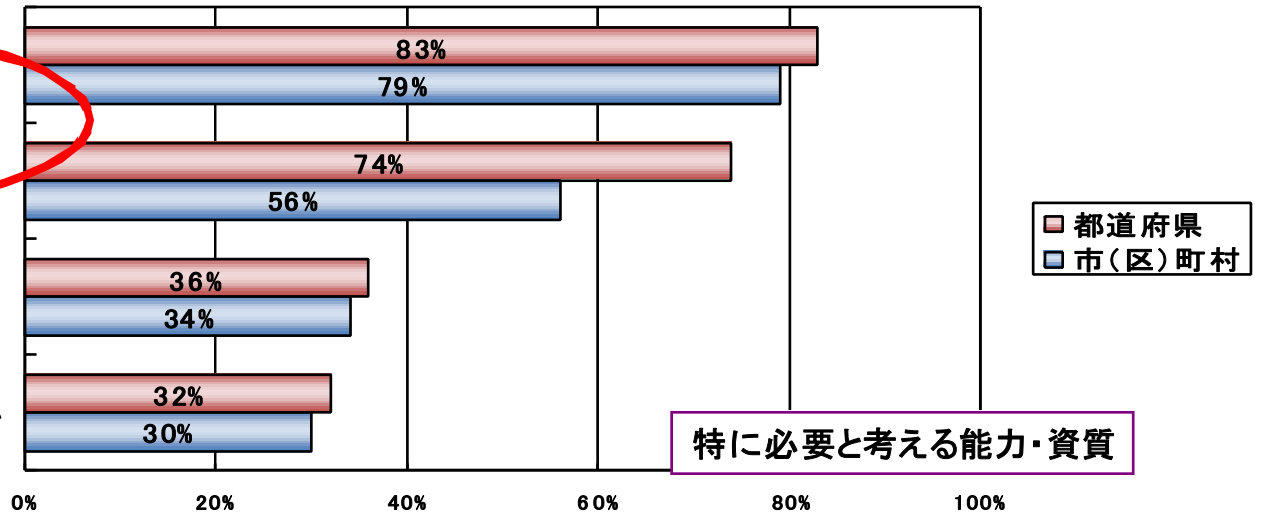
- 社会教育主事に求める能力は、都道府県、市(区)町村ともに、「学習課題の把握と企画立案能力」がもっとも多く、次いで「調整者(コーディネーター)としての能力」、「コミュニケーション能力」となっている。
- 特に重要と考えられている職務としては、「事業の企画・立案・運営」である。

学習課題の把握と企画立案能力

調整者(コーディネーター)としての能力

コミュニケーション能力

幅広い視野と探究心



社会教育主事に対しては、企画立案能力、コーディネート能力が求められる割合が高い

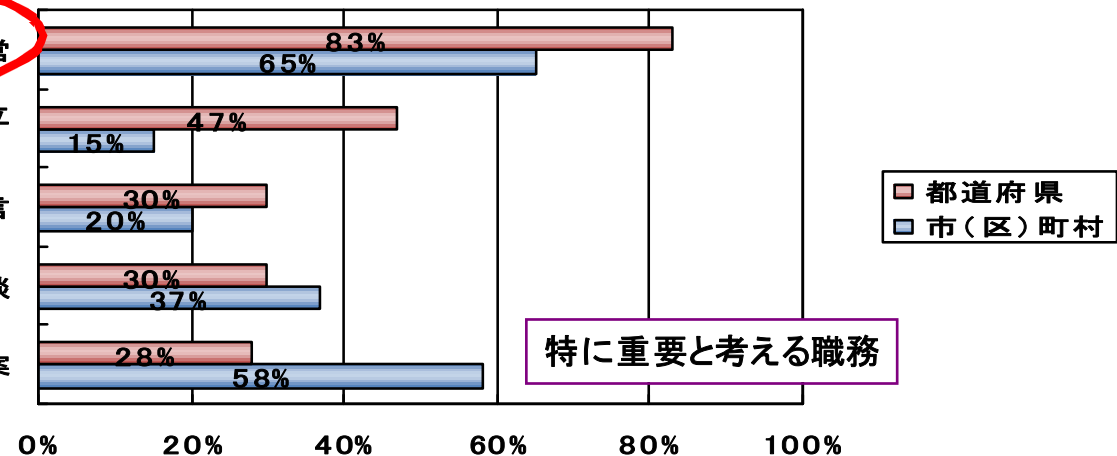
事業の企画・立案・運営

生涯学習・社会教育関係職員の研修の企画・立案・運営

関係職員への指導・助言

情報の収集・提供・学習相談

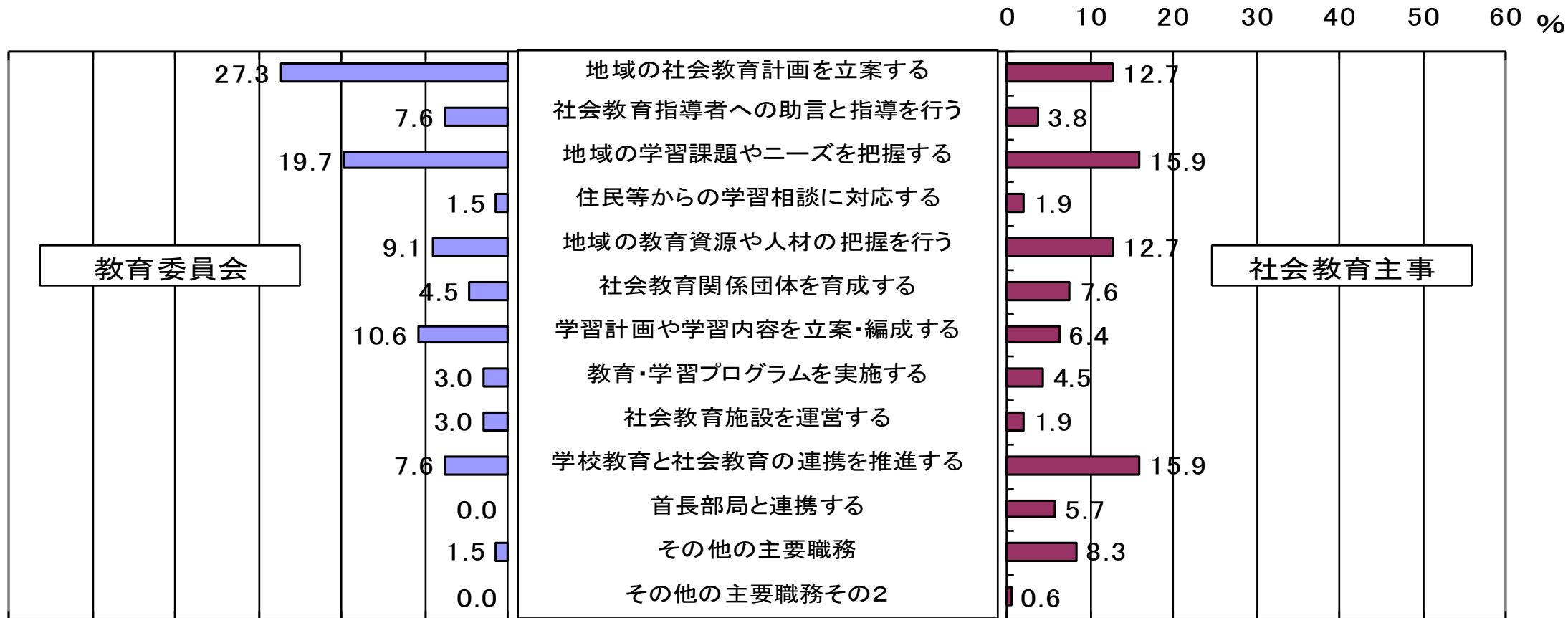
学習計画・教育計画の立案



# 社会教育に対する教育委員会・社会教育主事等の意識

○社会教育主事の「今後の実務上の重要度」についての認識【教育委員会—社会教育主事】

社会教育主事と教育委員会の認識の差が顕著な職務は「地域の社会教育計画立案」で、教育委員会では27.3%と最も高いが、社会教育主事では12.7%にとどまり、「地域の学習課題やニーズ把握」、「学校教育と社会教育との連携」の方が重視されている。また、首長部局との連携はあまり意識されていない。



※数字は第一位としての選択率

(出典) 平成22年度「社会教育指導者の職務に関する調査研究」



# 社会教育主事講習の内容

社会教育主事講習等規定(文部科学省令第12号 平成20年6月11日改正)

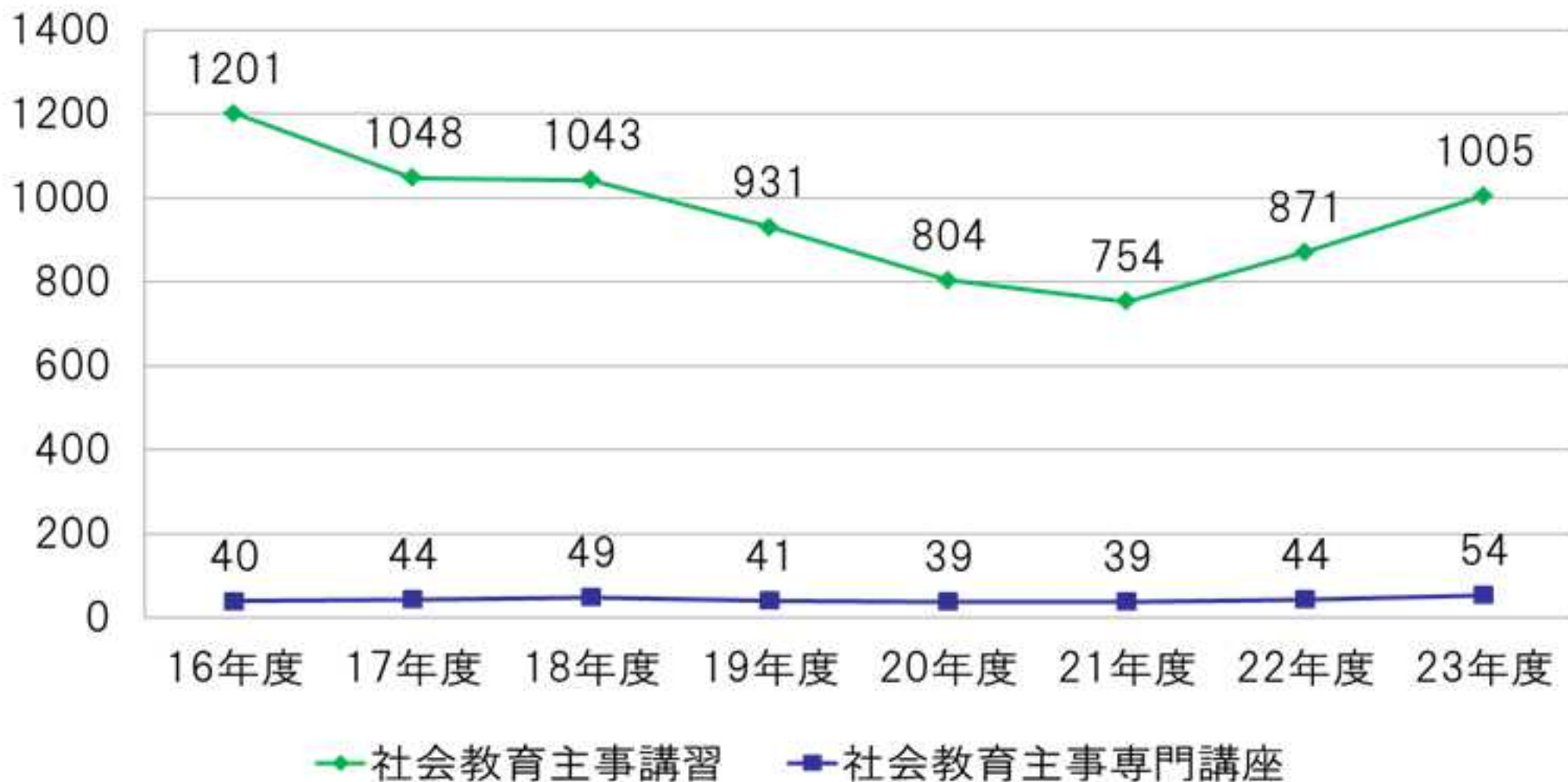
(科目の単位等)

第3条 社会教育主事となる資格を得ようとする者は、講習において次の表に掲げるすべての科目の単位を修得しなければならない。

科目	単位数	主な内容
生涯学習概論	2	○生涯学習・社会教育の意義と歴史 ○学校・家庭・社会の連携と学習システム ○社会教育の内容・方法・形態 ○社会教育指導者としての役割、資質・能力について ○社会教育施設の概要 ○学習情報提供と学習相談の意義
社会教育計画	2	○地域社会と社会教育 ○社会教育事業計画 ○社会教育の対象の理解と組織化 ○社会教育の広報・施設の経営・社会教育の評価
社会教育演習	2	○地域社会における諸問題の解明 ○家庭教育、環境教育、消費者教育、著作権キャリア教育・職業教育等 (実施機関により異なる)
社会教育特講	3	○事業計画立案 ○各地域の現状と課題に対応した、中・長期計画の策定 ○年間事業計画の策定学習プログラム、学習展開計画の策定

# 文部科学省が実施する研修事業の受講者数

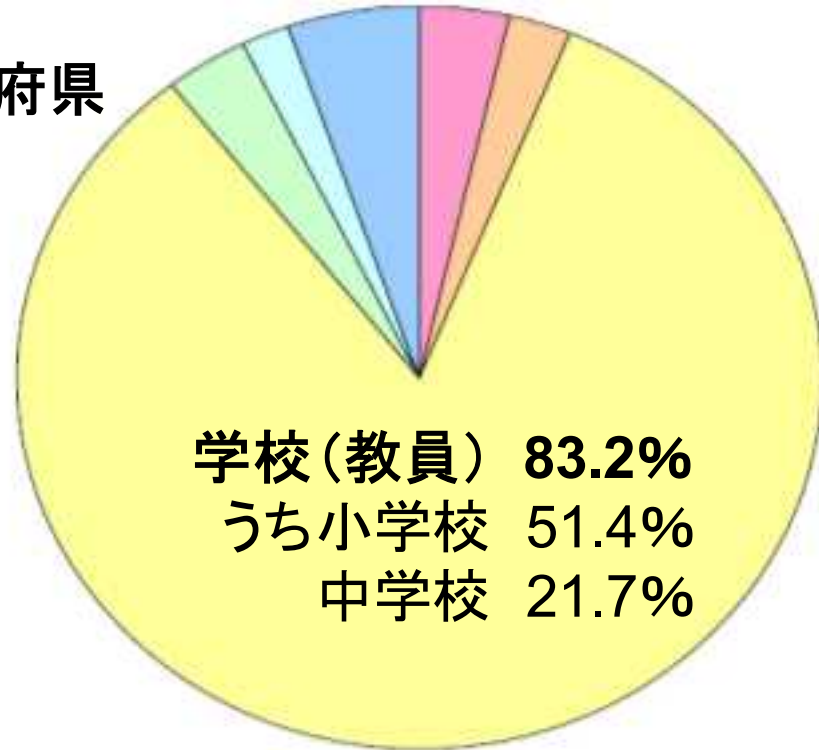
社会教育主事講習(資格要件)の受講者数は近年やや増加傾向。  
社会教育主事専門講座(資質向上)の受講者数は横ばい。



# 社会教育主事の前職

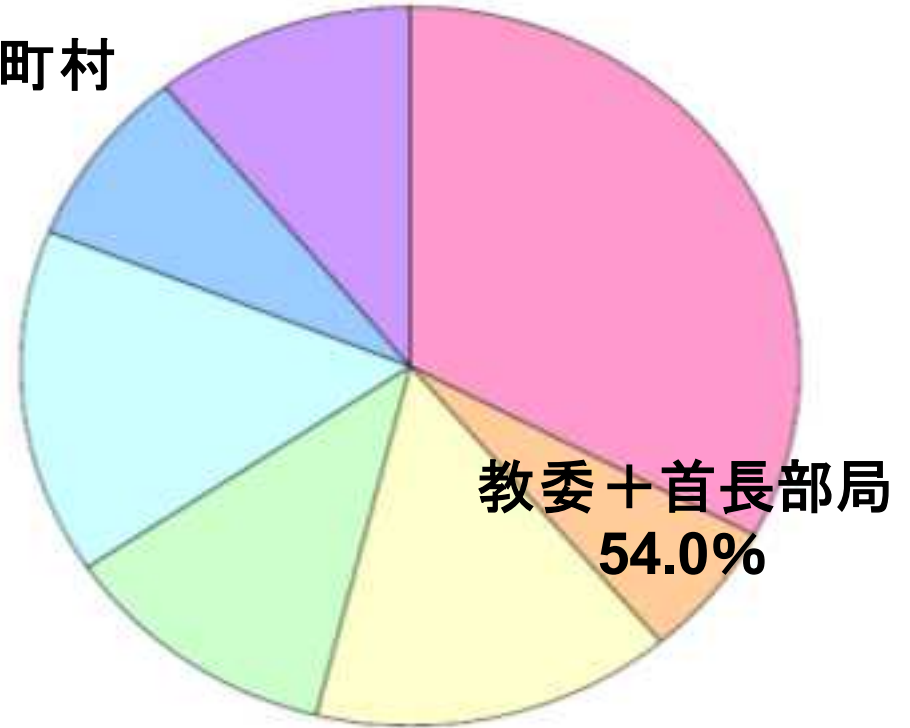
都道府県の社教主事は教員出身者、市町村の社教主事は行政出身者が多い。

都道府県



- 教委本局(社会教育主管部課)
- 教委本局(社会教育以外)
- 教育事務所
- 学校
- 社会教育関係施設・機関
- 市町村へ出向
- その他

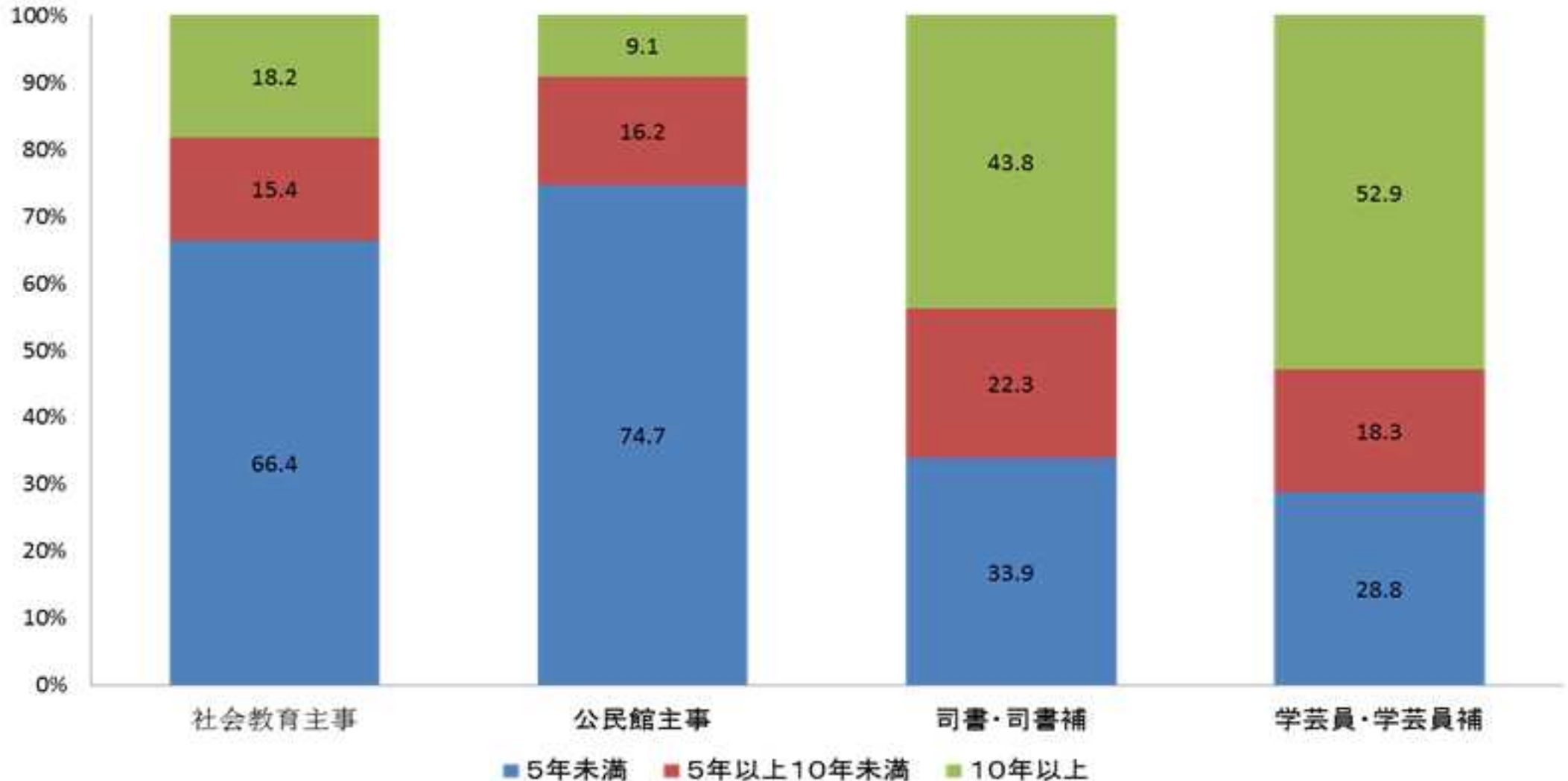
市町村



- 教委本局(社会教育主管部課)
- 教委本局(社会教育以外)
- 市町村首長部局
- 学校
- 公民館
- 社会教育関係施設・機関(公民館以外)
- その他

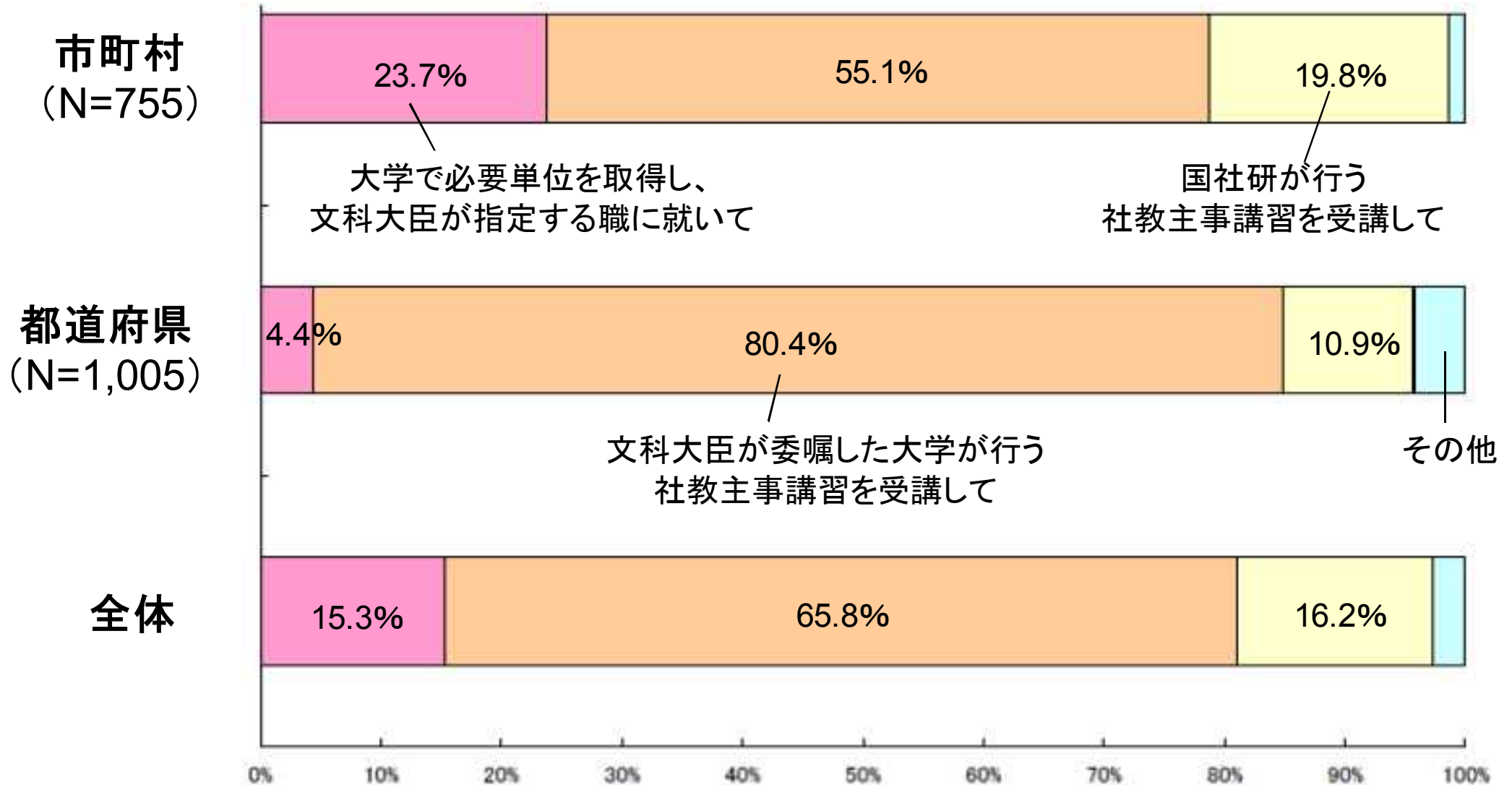
# 社会教育専門職員の勤続年数の状況

司書・司書補、学芸員・学芸員補と比較して、社会教育主事及び公民館主事の勤続年数は短くなる傾向がある。

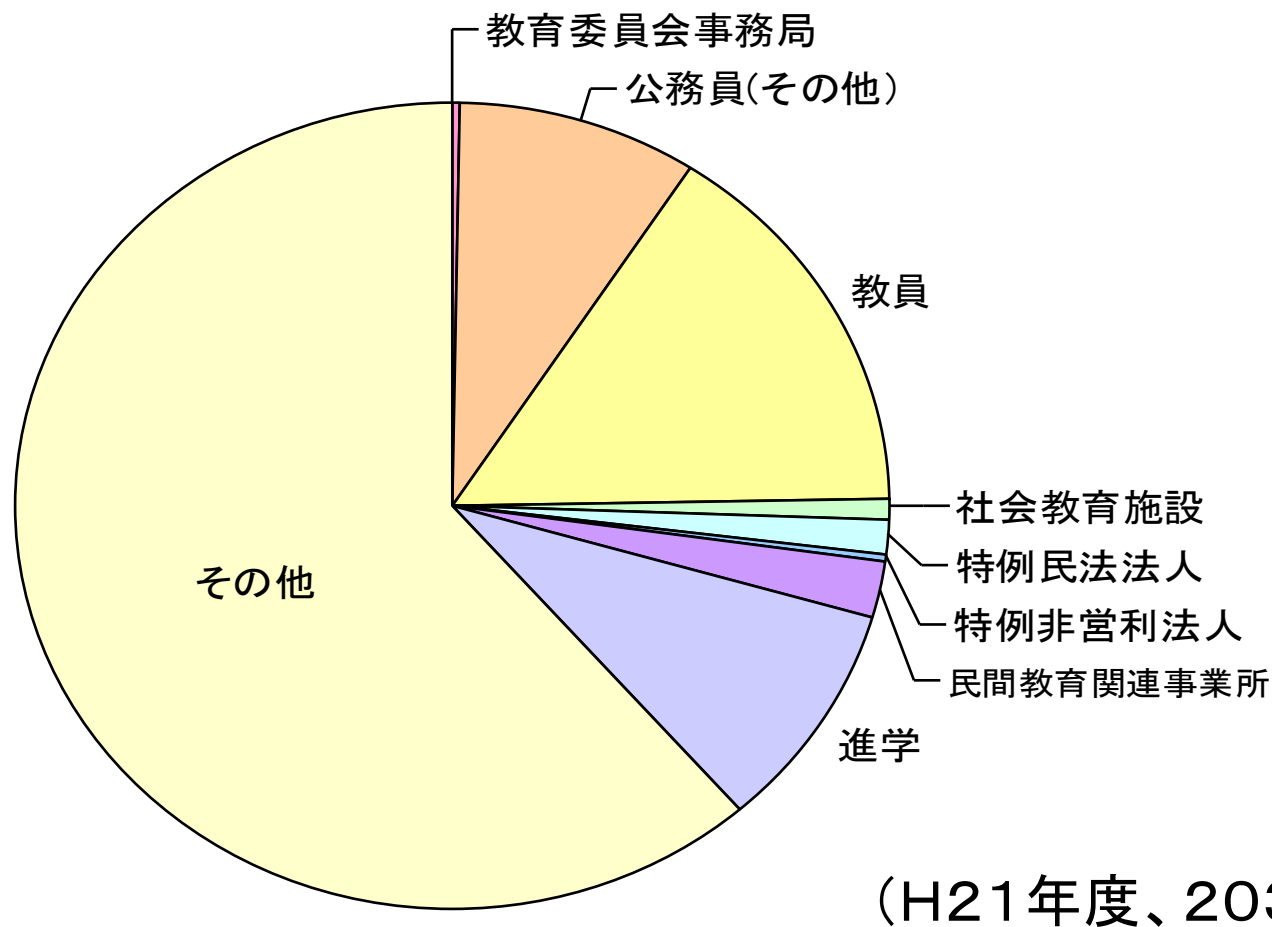


# 社会教育主事の資格取得

大学での社教主事講習を受講して資格を取得する者が多い。都道府県では8割にのぼる。



# 大学において社会教育主事資格を取得した卒業者の進路



	教育委員会事務局	公務員(その他)	教員	社会教育施設	特例民法法人	特例非営利法人	民間教育関連事業所	進学	その他	合計
H21度調査 (203大学)	10 0.4%	232 8.9%	401 15.3%	24 0.9%	40 1.5%	7 0.3%	55 2.1%	243 9.3%	1602 53.7%	2,614 100.0%

# 社会教育主事有資格者の活用状況

ほとんどの自治体で、有資格者の活用はすすんでいない

	都道府県 (N=47)		市区町村 (N=1,018)	
	回答数	回答率	回答数	回答率
ある	9	19.1%	79	7.8%
予定・検討中	3	6.4%	19	1.9%
過去にはあった	3	6.4%	33	3.2%
現在も過去にも無い	32	68.1%	880	86.4%
無回答	0	0.0%	7	0.7%
全体	47	100.0%	1,018	100.0%

# 社会教育主事有資格者の有無と公民館の活動状況

## ○ 公民館が連携・協力している関係機関・団体(%)

	社会教育関係団体	他の公民館	小中高等学校	大学等	NPO等	他部局
有資格者あり	92.1	79.2	86.8	38.9	44.2	89.2
有資格者なし	87.2	81.7	81.2	30.8	31.5	79.2

## ○ 1公民館当たりの学習・講座等の年間実施事業数(%)

	主催事業数	共催事業数
有資格者あり	13.8	3.3
有資格者なし	11.0	2.2

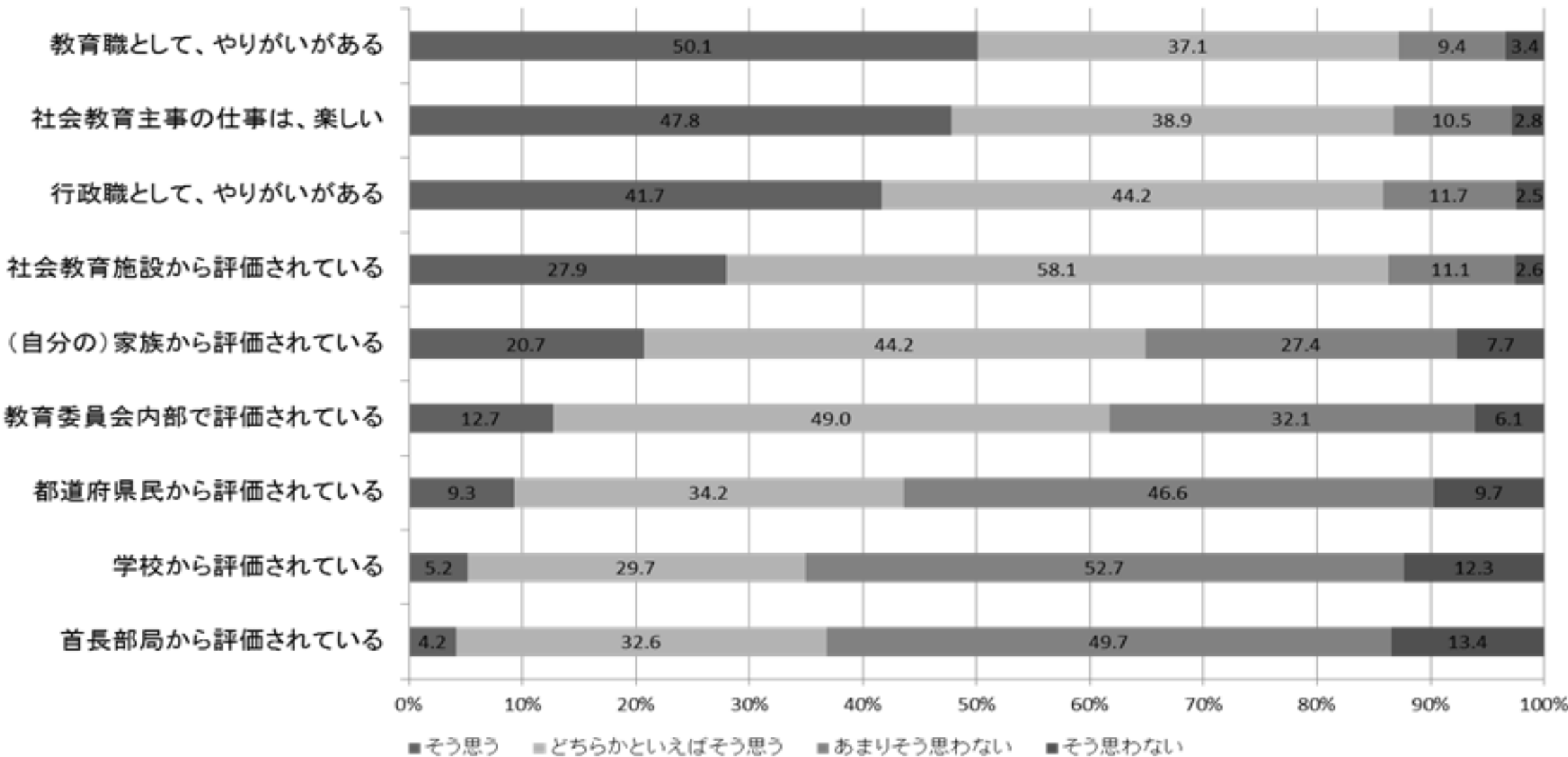
## ○ 学習・講座等事業の学習内容別実施館の割合(%)

	育児・保育・しつけ	生活体験・異年齢交流	自然保護・環境問題	商品知識・消費者保護	地域防災対策・安全	パソコン教室・IT講習
有資格者あり	50.3	20.2	19.4	7.0	9.0	39.3
有資格者なし	29.0	14.1	12.1	5.0	8.7	28.6



# 社会教育主事についての自己認識

## 社会教育主事についての思いや考え(都道府県 N=755)



(出典)国立教育政策研究所 社会教育実践センター  
平成22年度社会教育の実態に関する基本調査事業  
『社会教育主事の養成と活用・キャリアの実態に関する調査報告書』